

広島県警察本部告示第9号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により，風俗営業所等管理者講習に係る講習手数料徴収事務を次のとおり委託した。

令和元年5月16日

広島県警察本部長 石 田 勝 彦

委 託 し た 者		委 託 期 間
名 称	所 在 地	
公益社団法人広島県防犯連合会	広島市中区八丁堀12番15号	平成31年4月24日から 令和2年3月31日まで